

一般財団法人長野陸上競技協会定款細則

平成31年3月3日制定
令和元年5月26日一部改訂

第1章 総 則

(目的)

第1条 定款第49条に基づき、本協会の組織運営に関する細部を規定する。

第2章 組 織

(加入団体)

第2条 加入団体とは、5名以上をもって組織し、本協会に登録した団体とする。

- 長野県の4地区のそれぞれの地区陸上競技協会（以下「総称は地区陸協とし、個別には南信陸協、中信陸協、北信陸協、東信陸協」という。）は本協会の加入団体とする。
- 郡市区町村の陸上競技界を統轄する団体も加入団体とし、当該郡市区町村名を冠した陸上競技協会とすることができる。その名称には「郡」「市」「区」「町」「村」を付す。
- 前項以外の加入団体の名称は、日本陸上競技連盟及び本協会、法人格を持たない個人名及び商品名、反社会的なもの、政治・宗教・主義主張に関するもの、公序良俗に反するもの、競技運営上支障があるもの、その他本協会が適当でないと考えられる名称は使用できない。

(地区陸上競技協会)

第3条 地区陸協とは、日本陸上競技連盟に登録（公益財団法人日本陸上競技連盟定款細則第4条）した団体で、表1に定める当該地区内に所属する加入支部をもって組織し、当該加入支部に属する市郡を統括する唯一の陸上競技団体として陸上競技の普及と振興を図る。

2. 地区陸協は、毎年3月の事務局が指定する日までに次年度の事業計画及び予算に関する書類、規約等及び役員名簿を、また毎年6月末日までに前年度の事業報告及び決算に関する書類を本協会に提出しなければならない。ただし、規約等を変更したとき、役員が交代したとき、または事務所の所在地を変更したときは、そのつど速やかに本協会に報告しなければならない。

表1 地区陸協とその加入支部

地区陸上競技協会名	加入支部
南信地区陸上競技協会	3 飯伊支部、上伊那支部、諏訪支部
中信地区陸上競技協会	5 塩尻支部、木曾支部、松本支部、安曇野支部、大北支部
北信地区陸上競技協会	6 千曲支部、長野市支部、須坂支部、飯水支部、中高支部、上水内支部
東信地区陸上競技協会	2 上田支部、佐久支部

(加入支部)

第4条 加入支部とは、表2に定める当該市郡内に所属する加入団体をもって組織し、前条に定める地区陸協に加入し、当該市郡内の陸上競技の普及及び振興を図る。

表2 加入支部とその該当市郡

加入支部	該 当 市 郡	加入支部	該 当 市 郡
飯伊	飯田市、下伊那郡	千曲	千曲市、埴科郡
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	長野市	長野市
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	須坂	須坂市、上高井郡
塩尻	塩尻市、東筑摩郡	飯水	飯山市、下水内郡
木曾	木曾郡	中高	中野市、下高井郡
松本	松本市	上水内	上水内郡
安曇野	安曇野市	上田	上田市、東御市、小県郡
大北	大町市、北安曇郡	佐久	佐久市、小諸市、南佐久郡、北佐久郡

(協力団体)

第5条 協力団体は、長野県実業団陸上競技連盟（以下「県実業団」という。）、長野県学生陸上競技連盟（以下「県学連」という。）、長野県高等学校体育連盟（以下「県高体連」という。）、長野県中学校体育連盟（以下「県中体連」という。）、及び長野県マスターズ陸上競技連盟（以下「県マスターズ」という。）とする。

2. 協力団体は、役員が交代したとき、または事務所の所在地を変更したときは、そのつど速やかに本協会に報告する。

第3章 評議員及び役員

(評議員)

第6条 定款第11条に定める評議員の構成は表3のとおりとし、評議員の選任及び解任は評議員選定委員会の議

決をもって行う（定款第12条）。

2. 地区陸協は表3に従い、本協会の評議員候補者を評議員選定委員会に推薦する。
3. 協力団体は表3に従い、協議の上、評議員候補者1名を評議員選定委員会に推薦する。
4. 事務局は表3に従い、会員外学識経験者の評議員候補者1名以内を評議員選定委員会に推薦する。
5. 評議員の就任時における年齢制限は特に設けないが、法律および定款上の任務を理解した上で適任者を推薦すること。

表3 評議員の構成

推薦母体	推薦数
地区陸協	各地区2名
協力団体	1名
会員外学識経験者	1名以内

(理事)

第7条 定款第25条1項に定める理事の構成は表4の通りとし、理事の選任及び解任は評議員会の議決により行う（定款第26条、第30条）。

2. 地区陸協は表4に従い、当該地区における本協会の理事候補者を役員選定委員会に推薦する。
3. 県実業団、県学連及び県マスターズは表4に従い、協議の上理事候補者1名を役員選定委員会に推薦する。
4. 事務局は表4に従い、本協会学識経験者から、理事候補者13名以内を役員選定委員会に推薦する。
5. 役員選定委員会は、評議員会へ候補者を推薦する。
6. 理事候補者については、法律および定款における任務内容の遂行のため、概ね70歳未満が望ましい。

表4 理事の構成

推薦母体	推薦数
地区陸協	各地区3名以内
協力団体(県高体連・県中体連)	各2名
協力団体(上記以外)	1名
学識経験者(県陸協審判登録会員)	13名以内

(代表理事・会長代行・副会長)

第8条 定款第25条3項に定める代表理事は、本協会を代表する。

2. 代表理事(会長、理事長)は、本協会の業務を総理する。
3. 会長が必要とする時は、会長代行を置くことができる。
4. 会長代行及び副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(業務執行理事)

第9条 定款第25条1項に定める監事の選任及び解任は評議員会の議決により行う（定款第26条、第30条）。

2. 会長代行及び副会長は会長を補佐するとともに、会長の委嘱する担当業務を統括執行する。
3. 副理事長(業務執行理事)は、理事会の決議に基づき、担当業務を執行する。

(監事)

第10条 定款第28条1項に定める監事は、役員選定委員会が評議員会へ候補者を推薦する。

2. 監事のうち1名は、本協会会員以外の外学識経験者とする。その他の2名は、理事長選出支部以外から選出する。

(職務遂行)

第11条 評議員及び役員は、法令および定款の定めに従って忠実に、不偏不党、公平を旨とし、善良なる管理者の注意を以ってその職務を遂行しなければならない。

第4章 専門委員会・特別委員会

(専門委員会・特別委員会)

第12条 定款第42条に定める専門委員会は総務委員会、財務委員会、法制委員会、競技運営委員会、施設用器具委員会、普及強化委員会、医事委員会とし、特別委員会は、栄章審議委員会、人事委員会、評議員選定委員会、役員選定委員とし、それぞれ別に定める「専門・特別委員会規程」により会務を処理する。

2. 専門委員会には表5のとおり専門部を設けることができる。

表5 専門部の設置

専門委員会	専門部	専門委員会	専門部
総務	庶務部、女性部	競技運営	審判部、競技部、道路競技部、記録部
医事	医事部、トレーナー部		

3. 特定の目的に対処するため、理事会の決議を経て、別に、特別委員会を設けることができる。
4. 理事長は必要に応じて、理事会の決議を経て、別に、諮問委員会を設けることができる。

(委員長及び委員)

- 第13条 専門委員会及び特別委員会の委員長、前項の専門部の部長は原則として理事がその任にあたるものとし、理事会において選任及び解任する。(定款第42条3項)
2. 専門委員会、専門部会の委員は、各委員長、各部長が推薦し、理事会の承認に基づき会長が委嘱する。
 3. 専門委員会(部会)には委員長(部長)のほか、副委員長(副部長)をおくことができる。
 4. 栄章審議委員会の委員長は理事の互選とし、委員は委員長推薦の若干名に以下の委員を加える。
 - (1) 南信・中信・北信・東信地区陸協から各1名。
 - (2) 県高体連、県中体連から各1名。
 5. 人事委員会、評議員選定委員会、役員選定委員会については、以下のとおりとする。
 - (1) 委員長及び委員は人事委員会、評議員選定委員会、役員選定委員会を兼務するが、本協会現職の役員は評議員選定委員会委員長及び委員に就くことはできない。
 - (2) 委員長は、本協会評議員及び役員以外の本協会の審判資格を有する会員の中から、これまで本協会役員として実績のある会員を本協会事務局が理事会に推薦する。
 - (3) 委員の構成は表6のとおりとし、南信・中信・北信・東信地区陸協及び協力団体から、幅広く実績のある会員若干名とする。必要に応じて、会員以外の外部学識経験者を含めることができる。

表6 委員の構成

構成	選出母体	人事・役員選定委員会人数	評議員選定委員会人数
委員長	評議員以外の会員	1名	1名
委員	4地区(各1名以内)	4名以内	4以内(本協会役員を除く)
	協力団体	2名	2名以内(本協会役員を除く)
	理事長	1名	—
	監事	1名	—
	外部学識経験者	(1名)	(1名)

6. 各委員長・部長は、評議員会又は理事会に出席して所管事項について発言することができる。
7. 委員長・部長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。
8. 改選期の役員については、その事業年度内に次年度の候補を確定し、新事業年度開始から、その年度の最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでの期間は、現役員とともに、業務を執行するものとする。また、東海陸上競技協会常務理事、理事等、他団体の役員については、その団体の役員の任期に合わせ改選する。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 定款第43条1項に定める事務局の規定は別に定める。
2. 事務局長は理事長のもとで、局務を掌理する。事務局長は評議員会、理事会、その他の会議に出席して発言することができる。
 3. 事務局員は事務局長のもとで、所定の業務に従事する。

第6章 契約

(契約の相手方等に関する条件)

- 第15条 本協会が第三者と契約しようとするときは、相手方の信用実績等を考慮した上で、会長、理事長又はいずれかの委任を受けた者が締結する。
2. 本協会は、相手方若しくは相手方の取引を媒介する者又はその他の関係者(以下「相手方等」という。)が反社会的勢力であることが明らかな場合は、当該相手方と契約を締結しないものとする。

(契約の解除)

- 第16条 前条1項により締結した契約について、契約の相手方等が反社会的勢力と判明した場合は、会長、専務理事又はいずれかの委任を受けた者は当該契約を解除することができる。

附則 この細則は平成31年3月3日から施行する。

この規程は令和元年5月26日から施行する。定款変更に伴う条番号の修正：専門委員会規程、事務規程